

自衛隊員倫理法等に規定する贈与等報告書の閲覧要領の概要について

1 閲覧日及び閲覧時間について

休日を除く月曜日から金曜日までの9時30分から12時まで、及び13時から18時15分までとします。

2 閲覧手続及び閲覧方法について

閲覧を希望される方（閲覧者）は、防衛省本省正門で受付をした後、隊員の贈与等報告書については人事教育局サービス管理官付の閲覧事務担当者に閲覧を申し出て下さい。

閲覧者は、閲覧事務担当者が用意した贈与等報告書閲覧者記録票に必要事項を記入した後、閲覧事務担当者から贈与等報告書を受け取り閲覧し、閲覧終了後は、贈与等報告書を閲覧事務担当に返却して下さい。

なお、閲覧に際しては、人事教育局サービス管理官付の職員が立ち会います。

3 報告書の持ち出し禁止及び取り扱い上の注意について

閲覧者は、贈与等報告書を閲覧場所以外に持ち出さないで下さい。

また、閲覧者は、贈与等報告書を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行わないで下さい。

4 閲覧の中止について

本要領に違反する閲覧者は、閲覧を中止され、又は閲覧を禁止されることがあります。

5 その他の遵守事項について

閲覧者は、上記1から4までに定められるもののほか、防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則に基づき定められた事項を遵守して下さい。